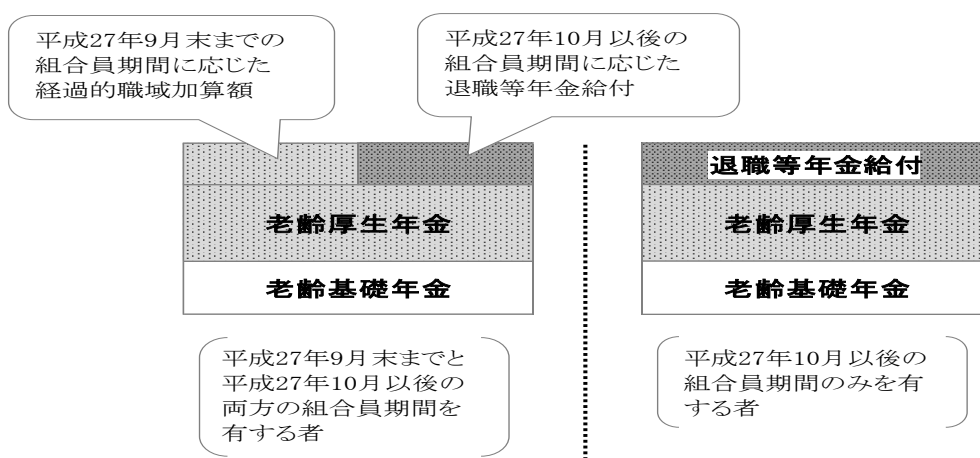


3 退職等年金給付制度

平成27年10月の「被用者年金制度の一元化」により、国家公務員は「厚生年金保険制度」の適用を受けることとなり、これに伴い「職域加算額」は廃止され、公的年金（基礎年金・厚生年金）とは別枠の給付として支給される年金として、新たに創設された「退職等年金給付制度」の適用を受けることとなりました。

退職等年金給付には、組合員又は組合員であった者の退職を支給事由とする退職年金、公務上の障害を支給事由とする公務障害年金、公務上の死亡を支給事由とする公務遺族年金の3種類があります。

《 制度移行期間中の給付イメージ 》



(1) 退職年金

退職年金は、老齢厚生年金に対応する退職等年金給付制度の年金です。平成27年10月以後の期間を有する国家公務員には、老齢厚生年金に上乘せされる形で支給される別枠の給付として、原則65歳から退職等年金給付制度による「退職年金」が支給されます。また、平成27年9月末までの期間を有する者については、退職共済年金として、その期間に係る「経過的職域加算額」も支給されます。

なお、当分の間の措置として、60歳以上65歳に達する日の前日までの間において、希望するときから受給開始を繰り上げて受給することができます。ただし、この請求は、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があります。

また、65歳を超え75歳に達する日の前日までの間において、希望するときから受給開始を繰り下げて受給することもできます。この申出についても、繰上げによる受給の請求と同様に、終身退職年金と有期退職年金を同時に行う必要があります。

【受給要件】

次の全ての要件を満たしている場合に受給することになります。

- ・ 65歳以上であること
- ・ 退職していること
- ・ 1年以上引き続く組合員期間を有していること

【退職年金の種類】

退職年金は、次の2種類に分類されます。

ア 終身退職年金

支給期間を終身とする年金

イ 有期退職年金

支給期間を240月とする年金（当該年金の給付事由が生じた日から6月以内に、退職年金の請求と同時に「支給期間を120月」とする短縮の申出を行うことが可能です。また、退職年金の請求と同時に請求することで、年金ではなく一時金としての受取りも可能です。（下記の【年金等額】のウ参照。）

【年金等額】

退職年金は、年金の2分の1を「終身退職年金」として、残りの2分の1を「有期退職年金」として受給することとなります。年金等の額は、給付算定基礎額を基礎として、それぞれ次のように計算されます。

給付算定基礎額＝（平成27年10月1日以後の組合員期間に係る各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額×付与率）の累計額

＋

当該各月から給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じ、基準利率により複利計算の方法で計算した利子の総額

ア 終身退職年金額

（当初決定時から9月30日までの年金額）

終身退職年金額＝終身退職年金算定基礎額^{※1}／受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率^{※2}

※1 給付算定基礎額×1／2（組合員期間が10年未満の時は1／4）

※2 毎年9月30日までに、連合会の定款で定める率

（10月1日以後の決定額）

終身退職年金額＝各年の10月1日から翌年9月30日までの間における終身退職年金算定基礎額^{※3}／各年の10月1日における受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率^{※3}

※3 各年の9月30日における終身退職年金額×同日における受給権者の年齢(各年の3月31日における受給権者の年齢+1歳)に対して適用される終身年金現価率※2

イ 有期退職年金額

(当初決定時から9月30日までの年金額)

有期退職年金額＝有期退職年金算定基礎額※4／受給残月数※5に応じた有期年金現価率※6

※4 給付算定基礎額×1／2(組合員期間が10年未満の時は1／4)

※5 「240月(短縮申出があった場合は120月)－その年の9月分までの有期退職年金の支給済月数」により計算した受給残月数

※6 毎年9月30日までに連合会の定款で定める率

(10月1日以後の決定額)

有期退職年金額＝各年の10月1日から翌年9月30日までの間における有期退職年金算定基礎額※7／各年の10月1日における受給残月数に応じた有期年金現価率

※7 各年の9月30日における有期退職年金額×その年の10月1日における受給残月数に応じて適用される有期年金現価率

ウ 有期退職一時金

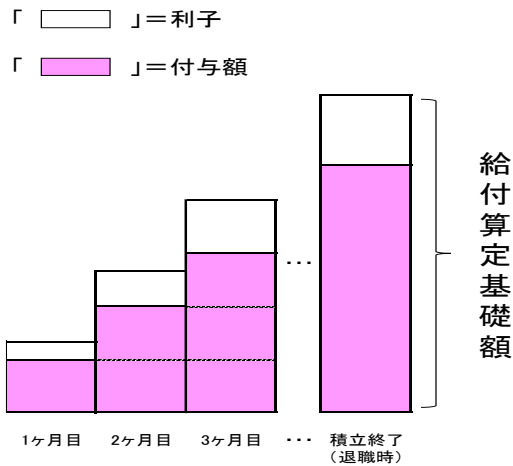
有期退職一時金は、有期退職年金に代えて受給することができる代替給付(年金の代わりに一括受給する制度)です。「有期退職年金」の給付事由が生じた日から6月以内に、受給権者が「退職年金」の請求と同時に請求した場合には、20年(240月)又は10年(120月)の支給期間の「有期退職年金」の受給に代えて、一時金として受給することができます。なお、この一時金の請求を行った場合には、「有期退職年金」の受給権は消滅し、その後「有期退職年金」を受給することはできません。また、他の給付が過払いとなっている場合における一時金での支給額の調整、掛金や厚生年金保険料の給付金からの控除等の取扱いについては、他の年金給付における取扱いと同様です。

(計算式)

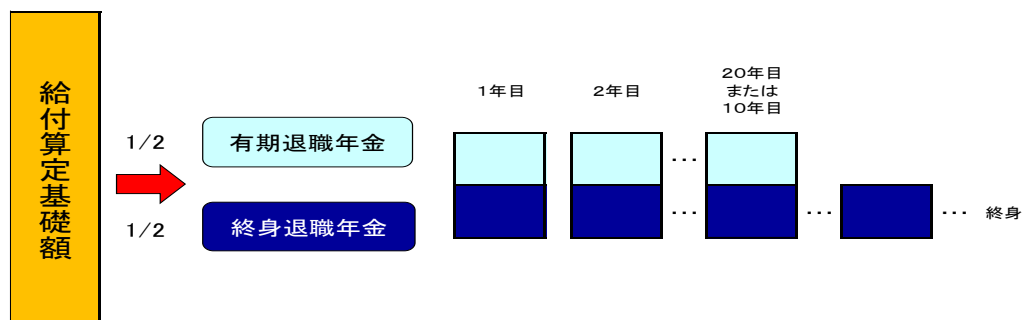
一時金額 ＝ 給付事由発生日における有期退職年金算定基礎額

積立時と給付時のイメージ

給付設計【積立時】



給付設計【給付時】



(注) 給付算定基礎額の1/2(組合員期間が10年に満たない場合は1/4)ずつがそれぞれ「終身退職年金」と「有期退職年金」に充てられます。
なお、「有期退職年金」は、一時金としての受給も可能です。

(2) 公務障害年金

公務障害年金は、公務に起因する障害に対する給付です。次の全ての要件を満たしている場合に「公務障害年金」を受給することとなり、その請求に基づいて、国家公務員共済組合連合会が決定します。

- ・ 公務により病気にかかり、又は負傷した者であること
- ・ その病気又は負傷に係る傷病（以下「公務傷病」という。）についての初診日（※1）において組合員であること
- ・ 障害認定日（※2）においてその公務傷病により、障害等級1級から3級まで（※3）に該当する障害状態であること

なお、通勤災害による傷病は対象となりません。

※1 該当する病気または負傷に係る傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいい、平成27年10月1日以降に限りません。なお、平成27年10月1

日前に初診日がある傷病（通勤災害による傷病を含みます。）については、別途、経過措置で支給される職域部分（3階部分）の対象となります。

※2 次に掲げる日のいずれかの日をいいます。

- ・ 初診日から起算して1年6か月を経過した日
- ・ 初診日から起算して1年6か月を経過するまでにその公務傷病が治ったときは、その治った日
- ・ 初診日から起算して1年6か月を経過するまでにその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、その状態に至った日

※3 厚生年金保険法における障害等級と同じです。

(3) 公務遺族年金

公務遺族年金は、公務による死亡に対してその遺族に支給される給付です。次のいずれかに該当したときは、その遺族（※1）が「公務遺族年金」を受給することとなり、その請求に基づいて、国家公務員共済組合連合会が決定します。

- ・ 組合員が、公務による病気又は負傷に係る傷病（以下「公務傷病」という。）により死亡したとき
- ・ 組合員が退職後、組合員期間中の初診日（※2）がある公務傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき（ただし、1年以上の引き続く組合員期間を有し、公的年金の加入期間が25年以上ある者の場合は、組合員が退職後、組合員期間中に初診日がある公務傷病により死亡したとき）
- ・ 1級又は2級の「公務障害年金」の受給権者が、「公務障害年金」の受給権発生の原因となった公務傷病により死亡したとき（1年以上の引き続く組合員期間を有し、公的年金の加入期間が25年以上ある者の場合は、「公務障害年金」の受給権者が、「公務障害年金」の受給権発生の原因となった公務傷病により死亡したとき）

なお、通勤災害による死亡は対象となりません。

※1 遺族の範囲および要件は、遺族厚生年金に係る遺族と同様になりますが、例外として、職務内容の特殊な職員が、生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下において一定の職務を遂行し、そのため公務上死亡した場合には、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子および父母は、遺族厚生年金の遺族の要件に当てはまらなくても、遺族に該当するものとして取り扱われます。

なお、この場合、夫および父母については「死亡時55歳以上」の要件は不要となり、また、1級又は2級の障害状態にある子および孫については、20歳に達しても失権しません。

※2 該当する病気または負傷に係る傷病について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。また、初診日がない場合には、該当する傷病を発した日をいいます。なお、いずれの日についても（これらの日が平成27年10月1日前である場合には、別途、経過措置により支給される職域部分（3階部分）の対象となります）、平成27年10月1日以降である必要があります。